

仕事に行く前に安全点検を

会員就業に係る事故の推移				
※27年度は合併前				
		27年度	28年度	29年度
傷害	合計(うち転倒)	14 (12)	16 (7)	14 (8)
	往復途上	6	3	4
	就業中	8	13	11
賠償		10	6	10

※ シルバー保険対象事故
※ 28年度は、傷害事故のうち重篤事故2件

事故の状況は、総会議案書に掲載予定

平成 29 年度は、傷害事故 14 件、賠償事故 10 件が発生しています。3 年間をみても件数はほぼ変わらず推移しています。

29 年度には、転倒により長期の入院を余儀なくされ、仕事も中止したものもあります。また、仕事の場所までの往復途上で、自転車に乗っていて、トラックと接触し頭部裂傷、ろっ骨骨折という交通事故も発生しました。

そして、傷害事故の 57%が転倒によるもので半数以上を占めています。

自分自身のためにも、平成 30 年度は事故 0 を目指しましょう。

(続き裏面)

警告書が発行されました

安全就業規程に違反した場合や過失により賠償事故が発生させた場合、「安全就業義務違反取扱要綱」により、警告書が発行することになっています。複数枚受けたりすると仕事を中止せざるを得ないこともあります。平成 29 年度は除草作業において、1 件発せられました。

事故抑制の気持ちを持つことの一助として定められた制度です。賠償事故を起こした場合、安全委員会による聞き取りを行う場合があります。常に安全就業の意識を持ち続けましょう。



仕事別グループに安全担当会員を置きます

会員同士が安全就業の意識を高めるため、また、センターからの情報を周知、仕事現場の危険情報収集等々のため安全担当会員を決定していただく予定です。

実施時期等は改めてお知らせ致します。ご協力をお願いいたします。

自転車保険の加入はお済ですか？

4 月 1 日より、埼玉県の条例で自転車保険への加入が義務化されました。

自転車を利用している会員の皆様、加入はお済みでしょうか。

加入が済んでいない方は、速やかに手続きをお願いします。

詳しくは 2 月に配布したお知らせをご参照ください。



安全就業規程には、(安全心得)として

「会員は就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。」と規定してあります。

以下が安全心得です。各人が仕事に行く前には是非チェックしてみてください。

点検チェック項目	○ ・ ×
1 作業は安全第一、急いだり慌てたりしていないか	
2 器具類は、使用する前に必ず点検したか	
3 服装、履物は、作業に合った動きやすいものか	
4 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐしたか	
5 加齢による機能低下を認知し、無理をしてないか	
6 作業現場は、常に整理整頓されているか	
7 共同作業では、合図、連絡を正確に行っているか	
8 帰宅するまでが仕事。交通事故に気を配っているか	
9 健康には常に注意し、健康な状態であるか	
10 就業の前日は、十分な睡眠をとっているか	